

どがなかな大田ふるさと寄附条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第10号

どがなかな大田ふるさと寄附条例施行規則の一部を改正する規則

どがなかな大田ふるさと寄附条例施行規則（平成20年大田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条」を「第5条」に改める。

第5条中「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。